流山市の機関における個人情報の保護に関する法律

に基づく申請に対する処分の標準処理期間

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７６条第１項、第９０条第１項及び第９８条第１項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）、訂正の請求（以下「訂正請求」という。）及び利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）（以下これらの請求を「開示請求等」と総称する。）は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第３項に規定する申請に該当することから、当該開示請求に対して市の機関（流山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年流山市条例第２１号。以下「法施行条例」という。）第２条第１項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）は諾否の応答をしなければならず、よって、開示請求が市の機関の事務所に到達したときは、遅滞なく、当該開示請求の具体的審査を開始することになる（同法第７条）。

　法においては、これら開示請求等に対する処分を行うべき期限について、行政手続法第６条に規定する標準処理期間、すなわち、「申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を行政庁単位で個々に定める方針をとらず、請求者の立場を不安定にすることを避けるため、原則的決定期限（以下「原則的期限」という。）を法定し、正当な理由がある場合に延長を認めるという方式を採用した。

　とはいえ、行政運営の適正化の観点から、申請の迅速な処理の確保を図るため、市の機関においては、法定された原則的期限を標準処理期間（開示請求の態様が通常であり、かつ、市の機関側の処理体制も通常であることを前提とした上で必要となる期間の目安）とした上で、正当な理由がある場合において法が認める当該決定期限の延長制度についても、併せてここに明らかにすることとする。

　また、当該標準処理期間は、どの市の機関が行政庁として処分する場合においても異なるものではないため、市長が代表して定めるものとし、全ての市の機関が行う処分について適用する。

第１　開示請求に対する処分の標準処理期間

　１　原則的期限

|  |
| --- |
| 　（開示決定等の期限）第八十三条　開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。２　略 |
| 法施行条例（抄）　（開示決定等の期限に関する特例）第６条　市の機関が開示決定等をする場合における法第８３条及び第８４条の規定の適用については、法第８３条中「３０日以内」とあるのは「１５日以内」とし、法第８４条中「６０日以内」とあるのは「３０日以内」と、「同条第１項」とあるのは「流山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年流山市条例第２１号）第６条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。 |

　　　開示請求は、市の機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求するものであるから、当該市の機関としては、当該開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、その開示を求められた保有個人情報（以下「開示請求に係る保有個人情報」という。）について、①その全部又は一部を開示する決定、あるいは、②全く開示しない決定の２種類の決定を行うこととなる。

　　　ここでは、①を「開示決定」（法第８２条第１項）、②を「不開示決定」（同条第２項）、①②を「開示決定等」と総称して以下説明する。

　　　法第８３条第１項は、開示請求があった日からいつまでに開示決定等をすべきかについての原則的期限について定めている。

　　　すなわち、開示請求は、開示請求に係る保有個人情報を保有する市の機関に対し、法第７７条第１項に規定する開示請求書を提出することにより行うところ、当該開示請求書が市の機関に到達したときは、当該市の機関は、遅滞なく、当該開示請求の具体的審査を開始し、そして、開示請求により求められた保有個人情報の開示の可否について開示決定等を行うに至るまでの原則的期限を定めているのである。

　　　その原則的期限について、法第８３条は「開示請求があった日から３０日以内」であるとしているが、流山市では、法施行条例第６条の規定により、法第８３条中「３０日以内」とあるのを「１５日以内」と読み替えて同条の規定を適用することで、同条第２項の延長可能期間も含めて、原則的期限を本来の期限よりも「１５日間」短縮し、他の行政機関等における一般的な決定期限に比してより迅速に決定することとしている（法第１０８条は、法第５章第４節（開示、訂正及び利用停止）に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとしている。）。

　　　そして、当該短縮措置には、開示請求の態様が通常であり、かつ、市の機関側の処理体制も通常であることを前提とした上で必要となる期間の目安という意味合いもあるため、これを標準処理期間とした上で、当該前提が成り立たない開示請求に対しては、法第８３条第２項及び第８４条の定めるところにより期限を延長することとなる。

　　　ここで注意を要するのは、開示決定等を行うに至るまでの原則的期限なのであるから、当該期限までにその旨の通知書が開示請求者に到達するものではなく、同様に、開示決定の場合における開示の実施についても当該期限までに行われるものではないということである。すなわち、開示決定等については１５日以内に内部的に行わなければならないが、その旨の通知については、決定後速やかに行うこととなる。

　　　また、実際の手続における開示請求書の提出は、流山市の場合、開示請求に係る保有個人情報を保有する課（課に相当する部署を含む。以下「課等」という。）（当該保有個人情報が存在しない場合にあっては、仮に存在するとしたならばこれを保有すべきこととなる課等。以下「担当課等」という。）に対して行うこととなる。

　　　このほか、起算日、期間計算及び満了日（原則的期限の末日）の考え方については、次のとおりである（ここでは延長については考慮しない。）。

|  |
| --- |
| 【起算日】　　「開示請求があった日」をいう。　＝開示請求書が開示決定等を行う権限のある市の機関の事務所（担当課等の窓口）に到達した日（※）　＝開示請求書が相手の支配領域に入った日　※①担当課等宛に郵送する場合　　　→文書主管課に郵便物が到達した日をいう（郵便物が同課から担当課等に配布され、到達するまでも同日中に行われる。）。　　②千葉電子申請サービスによる場合　　　→開示請求を受け付ける市の機関の使用に係る電子計算機（当該申請受付システム）に備えられたファイルへの記録が完了した時に到達したものとみなされる（報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第６条第３項）。　　③請求先に誤りがある場合　　　→正しい宛先（開示請求書を物理的に提出するその宛先の機関の事務所（末端の窓口））に開示請求書が到達した日をいう。 |
| 【期間計算のルール】①起算日は、初日を算入しないで、その翌日から起算する（民法（明治２９年法律第８９号）第１３８条及び第１４０条）。②起算日から満了日までの期間に休日（民法第１４２条に規定する休日をいう。以下同じ。）があっても、当該休日を除いて計算することはしない。③開示請求書の記載に形式上の不備があると認められる場合における補正に要した日数（補正を求めた日（市の機関において補正書の発送等を行った日）の翌日から起算して当該補正が完了した日までの日数）は除いて期間を計算する。④満了日が休日に該当するときは、当該休日の翌日が満了日となる（民法第１３８条及び第１４２条）。 |
| 【満了日】　　開示請求があった日の翌日から起算して１５日目（１５日を経過する日）をいう。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 　　市の機関の事務所に開示請求書が到達 | 審査期間原則１５日 |
|  |  |  |
| 　　開示決定 | 不開示決定 |
| 開示の準備日数次第で変動実費があるときは前納確認後に開示 |  |
| 　　開示の実施 |  |

　　　なお、民法第１４２条に規定する休日とは、「日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他の休日」のことをいうが、原則的期限の繰延べに係る「休日」には、組織体としての流山市が全体として執務態勢にない日である「市の休日」（流山市の休日を定める条例（平成元年流山市条例第２３号）第１条第１項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）のうち、土曜日、１２月２９日から同月３１日までの日並びに翌年の１月２日及び３日についても含むものとしている（民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第９５条第３項を踏まえた解釈）。

　　　ただし、流山市の休日を定める条例第２条は市の行政庁に対する行為に対して適用されるため、市の行政庁が行う行為には適用されず（よって、民法第１３８条の「特別の定め」もないことになる。）、満了日が休日に該当する場合における原則的期限の繰延べについては、同条例第２条のように単に満了日が「市の休日」に該当することのみが適用要件となるのではなく（この場合は「市の休日」に行政庁が開庁していても期限の繰延べが行われる。）、原則的期限が休日に該当し、かつ、「その日に取引をしない慣習がある場合に限り」民法第１４２条が適用されることに注意する（同条は、当該慣習が当事者の一方についてあれば適用される（大判明示３６・５・５民録９輯５３１頁）。）。よって、消防のように日曜日及び土曜日でも通常業務を行っている部門、図書館等の日曜日及び土曜日の利用率が特に高くこれらの曜日に閉館し難い部門等にあっては、開示請求者に当該慣習がある場合でない限り、「市の休日」であっても「その日に取引をしない慣習がある場合」に該当しないこともあるため、この場合においては、原則として、期限の繰延べが行われないものとして事務を処理するものとする。

　　　以上の内容を踏まえると、例えば、次のようになる。

　　　令和５年４月７日（金）に開示請求書を担当課等（「市の休日」において執務を行わないものに限る。）の窓口に提出した場合、その翌日８日（土）から起算して、１５日目に当たる日が原則的期限となるところ、その日が同月２２日（土）で休日に当たり、かつ、その翌日２３日（日）も休日に当たるため、さらにその翌日２４日（月）が原則的期限の末日となる。

　２　延長

　　　原則的期限の延長には、①法第８３条第２項の規定による延長（以下この２において「通常延長」という。）、②法第８４条の規定による延長（以下この２において「特例延長」という。）の２種類がある（以下これらの規定を単に引用するときは、法施行条例第６条において読み替えて適用される場合における法第８３条第２項及び第８４条を意味する。）。これらは、適用要件、延長可能期間、手続等において異なる点があるが、いずれも原則的期限までに延長するかどうかを内部的に決定する必要がある。

　　　また、①又は②による延長後の期限までの期間に係る起算日、期間計算及び満了日（当該延長後の期限の末日）の考え方については、原則的期限の場合と異ならない。

　（１）通常延長

|  |
| --- |
| 　（開示決定等の期限）第八十三条　略２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 |
| 法施行条例（抄）　（開示決定等の期限に関する特例）第６条　市の機関が開示決定等をする場合における法第８３条及び第８４条の規定の適用については、法第８３条中「３０日以内」とあるのは「１５日以内」とし、法第８４条中「６０日以内」とあるのは「３０日以内」と、「同条第１項」とあるのは「流山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年流山市条例第２１号）第６条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。 |

　　　　開示請求書が市の機関の事務所に到達することにより審査義務が発生してから開示決定等を行うまでの期間については、開示請求に係る保有個人情報の検索に要する期間、審査に要する期間、開示決定等の通知書の作成に要する期間からなり、対象文書の多寡、開示・不開示の判断の難易、第三者からの意見聴取の要否、市の機関の事務の繁忙等の要素によりかなり左右される。ゆえに、一般的標準的な開示請求であれば１５日以内に処理することとしているが、どうしても開示決定等を原則的期限までに行うことが困難な場合が生じうるため、法第８３条第２項は原則的期限の延長を認めている。

　　　　法施行条例第６条において読み替えて適用する法第８３条第２項の規定による延長は、同条第１「項に規定する期間を１５日以内に限り延長することができる」としているため、当該延長では最大３０日間の審査期間を確保することが可能となる。もっとも、必要最小限の範囲で延長すべきであるが、当初、７日間の延長で足りると考え、その旨、開示請求者に通知したところ、それでも処理できず、さらに残りの８日間を延長するといった場合も、合計の延長期間が１５日以内であるため、許容される。

　　　　上述した例でいえば、令和５年４月７日（金）に開示請求書を担当課等（「市の休日」において執務を行わないものに限る。）の窓口に提出した場合、その翌日８日（土）から起算して、１５日目に当たる日が原則的期限となるところ、その日が同月２２日（土）で休日に当たり、かつ、その翌日２３日（日）も休日に当たるため、さらにその翌日２４日（月）が原則的期限の末日となることまで考慮してもなお開示決定等することが困難であれば、当初の起算日から１５日目に当たる同月２２日（土）の翌日から起算してさらに１５日目に当たる日（当初の起算日から３０日目に当たる日）、つまり、同年５月７日（日）まで期限を延長することが可能となるが、この場合、最大期間延長した後の期限も休日となるため、その翌日８日（月）が最終的な期限の末日となる。

　　　　また、法第８３条第２項の規定の適用には、「事務処理上の困難その他正当な理由」が必要となるが、例えば、次のようなものが考えられる。

|  |
| --- |
| ①開示請求に係る保有個人情報の量が多いため②開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要するため③第三者意見の聴取に一定の日数が必要であるため④本人又は代理人の確認手続に一定の日数が必要であるため⑤当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案が多いため⑥他の業務の繁忙、勤務日等の状況などを考慮して、当該開示請求の事務処理が困難であるため |

　　　　なお、市の機関は、原則的期限を延長したときは、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由について、遅滞なく、書面により通知すればよく、原則的期限までに当該通知が開示請求者に到達しなければならないわけではないことに注意を要する。

　（２）特例延長

|  |
| --- |
| 　（開示決定等の期限の特例）第八十四条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。　一　この条の規定を適用する旨及びその理由　二　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 |
| 法施行条例（抄）　（開示決定等の期限に関する特例）第６条　市の機関が開示決定等をする場合における法第８３条及び第８４条の規定の適用については、法第８３条中「３０日以内」とあるのは「１５日以内」とし、法第８４条中「６０日以内」とあるのは「３０日以内」と、「同条第１項」とあるのは「流山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年流山市条例第２１号）第６条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。 |

　　　　例えば、教育福祉部局では、長期間にわたり、一の担当課等が一の者の相談支援業務に携わっていることがあるが、当該者に係る保有個人情報を当該担当課等が大量に保有している場合において、当該者から、そのうちある程度長期間過去に遡って自己に関するケース記録などの保有個人情報について開示請求されたときなど、著しく大量の保有個人情報について開示請求がされた場合には、通常延長して最大３０日間の審査期間を確保した上で、その全てについて開示決定等するために当該担当課等における他の行政事務等を全て停止して当該開示請求の処理に専念しなければならないとすることは、他の行政事務等の遂行に著しい支障を生じさせかねない。このような事態を回避するため、法第８４条は、１５日以内の通常延長よりもさらに長期間延長することができる特例延長を認めている。

　　　　ここで注意すべきことは、通常延長と特例延長を併用することはできないということである。すなわち、「流山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年流山市条例第２１号）第６条の規定により読み替えて適用される前条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない」とあるため、開示請求があった日から１５日以内（原則的期限）に、法第８４条の規定を適用して特例延長するかどうかを判断し、及び当該規定を適用する場合はその旨等について開示請求者に対し書面で通知しなければならない。

　　　　また、著しく大量な開示請求に係る保有個人情報の全てについて原則的期限を１６日以上延長することができるわけではない。法第８４条は、仮に通常延長した場合において確保できる最大の審査期間である３０日以内までに、「開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分」につき開示決定等をし、「残りの保有個人情報」については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるとされている。つまり、「開示請求があった日から１５日以内」（原則的期限）に法第８４条の規定を適用して特例延長するかどうかを判断する段階で、「開示請求があった日から３０日以内」に開示決定等することとなる「開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分」を見積もり（的確に見積もる必要はない。）、「残りの保有個人情報」についてのみ特例延長し、その延長後の開示決定等をする期限について開示請求者に対して通知することになる。まとめると、次のようになる。

|  |  |
| --- | --- |
| 保有個人情報 | 開示決定等の期限 |
| 相当の部分 | 開示請求があった日から３０日を経過する日→通常延長ではなく自動的に延長される。 |
| 残りの部分 | 開示請求があった日から３０日を経過した日以降における特例延長後の期限（上限なし） |

　　　　なお、「残りの保有個人情報」に対する特例延長については、通常延長とは異なり、１５日以内といった延長可能期間が法定されてはいないが、可能な場合には、審査の終了した部分から順次開示決定等を行う運用を考慮し、かつ、その都度、「残りの保有個人情報」についてなお開示が必要か開示請求者に照会する運用についても考慮すべきこととなる。

　　　　最後に、法第８４条の規定の適用要件である「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ」の有無については、開示請求に係る保有個人情報の量、市の機関の事務体制、他の事務に係る繁忙度、勤務日の状況等を総合して判断した結果、当該開示請求の処理を担当する担当課等が遂行すべき通常の業務に容認できない遅滞等の支障を来す場合に該当するかどうかにより決まる。

第２　訂正請求に対する処分の標準処理期間

|  |
| --- |
| 　（訂正決定等の期限）第九十四条　前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 |
| 　（訂正決定等の期限の特例）第九十五条　行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。　一　この条の規定を適用する旨及びその理由　二　訂正決定等をする期限 |

　　訂正請求は、市の機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の訂正を請求するものであるから、当該市の機関としては、当該訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その訂正を求められた保有個人情報（以下「訂正請求に係る保有個人情報」という。）について、①訂正決定、あるいは、②不訂正決定の２種類の決定（以下「訂正決定等」という。）を行うこととなる。

　　法第９４条第１項は、訂正請求があった日からいつまでに訂正決定等をすべきかについての原則的期限について定めている。

　　すなわち、訂正請求は、訂正請求に係る保有個人情報を保有する市の機関に対し、法第９１条第１項に規定する訂正請求書を提出することにより行うところ、当該訂正請求書が市の機関に到達したときは、当該市の機関は、遅滞なく、当該訂正請求の具体的審査を開始し、そして、訂正請求により求められた保有個人情報の訂正の可否について訂正決定等を行うに至るまでの原則的期限を定めているのである。

　　開示請求の場合と異なり、訂正請求の場合は、法第９４条第１項の原則的期限（３０日以内）及び同条第２項の延長可能期間（３０日以内）の短縮措置を講じていない。これは、訂正請求の対象となるのは「事実」（「評価」ではない。）であるところ、訂正の可否を判断するためには、何が真実かについての調査が必要となり、即座に真否が判明するとは限らないため、法第１０８条に基づき条例に期限の短縮措置に関する定めは設けないこととしている。

　　したがって、訂正請求の態様が通常であり、かつ、市の機関側の処理体制も通常であることを前提とした上で必要となる期間の目安としては、原則的期限である法第９４条第１項の３０日以内という期間を標準処理期間とした上で、事実関係の調査に当たって第三者照会（法に基づかない任意調査）や現地調査を要する場合、さらに、調査の結果に基づき訂正するか否かあるいはどの範囲で訂正するかの判断に時間を要する場合等、当該原則的期限までに処理することを期待し難いときは、①３０日以内の延長で足りるのであれば「事務処理上の困難その他正当な理由」があるものとして同条第２項の規定による延長（以下この第２において「通常延長」という。）を行い、又は②３０日を超えて延長しなければならないほどに「訂正決定等に特に長期間を要する」のであれば３０日を超えて「相当の期間」だけ法第９５条の規定による延長（以下この第２において「特例延長」という。）を行い、それぞれ延長後の期限までに訂正決定等をすることになる。

　　通常延長と特例延長は、原則的期限までにどちらを適用するかについて判断しなければならないほか、原則的期限及び延長後の期限までの期間に係る起算日、期間計算及び満了日の考え方についても開示請求の場合と異なるところはない。

第３　利用停止請求に対する処分の標準処理期間

|  |
| --- |
| 　（利用停止決定等の期限）第百二条　前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 |
| 　（利用停止決定等の期限の特例）第百三条　行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。　一　この条の規定を適用する旨及びその理由　二　利用停止決定等をする期限 |

　　利用停止請求は、市の機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の利用停止を請求するものであるから、当該市の機関としては、当該利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その利用停止を求められた保有個人情報（以下「利用停止請求に係る保有個人情報」という。）について、①利用停止決定、あるいは、②不利用停止決定の２種類の決定（以下「利用停止決定等」という。）を行うこととなる。

　　法第１０２条第１項は、利用停止請求があった日からいつまでに利用停止決定等をすべきかについての原則的期限について定めている。

　　すなわち、利用停止請求は、利用停止請求に係る保有個人情報を保有する市の機関に対し、法第９９条第１項に規定する利用停止請求書を提出することにより行うところ、当該利用停止請求書が市の機関に到達したときは、当該市の機関は、遅滞なく、当該利用停止請求の具体的審査を開始し、そして、利用停止請求により求められた保有個人情報の利用停止の可否について利用停止決定等を行うに至るまでの原則的期限を定めているのである。

　　開示請求の場合と異なり、利用停止請求の場合は、法第１０２条第１項の原則的期限（３０日以内）及び同条第２項の延長可能期間

（３０日以内）の短縮措置を講じていない。これは、利用停止請求の対象となるのは法第９８条第１項各号に掲げる法に反する保有個人情報の取扱いであるところ、利用停止の可否を判断するためには、保有個人情報の利用の実態等を把握した上で、利用停止により当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるかを判断しなければならず、即座に利用の実態が違法といえるか判断できるとは限らないことから、法第１０８条に基づき条例に期限の短縮措置に関する定めは設けないこととしている。

　　したがって、利用停止請求の態様が通常であり、かつ、市の機関側の処理体制も通常であることを前提とした上で必要となる期間の目安としては、原則的期限である法第１０２条第１項の３０日以内という期間を標準処理期間とした上で、利用の実態が違法といえるか否かの判断が困難で専門家の意見を聴取する必要がある場合、利用停止に伴う公益上の支障の認定と利用停止の必要性の比較衡量の必要がある場合等、当該原則的期限までに処理することを期待し難いときは、①

３０日以内の延長で足りるのであれば「事務処理上の困難その他正当な理由」があるものとして同条第２項の規定による延長（以下この第３において「通常延長」という。）を行い、又は②３０日を超えて延長しなければならないほどに「利用停止決定等に特に長期間を要する」のであれば３０日を超えて「相当の期間」だけ法第１０３条の規定による延長（以下この第３において「特例延長」という。）を行い、それぞれ延長後の期限までに利用停止決定等をすることになる。

　　通常延長と特例延長は、原則的期限までにどちらを適用するかについて判断しなければならないほか、原則的期限及び延長後の期限までの期間に係る起算日、期間計算及び満了日の考え方についても開示請求の場合と異なるところはない。